

行動計画

職員が「仕事」と「家庭」を両立することができ、働きやすい環境を作ることによってすべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため行動計画を策定します。

計画期間

令和8年4月1日

）

令和12年3月31日

4年間

目標 ①

計画期間内に
育児休業の取得率を
次の水準以上とする。

男性職員 👉 2人以上取得する。

女性職員 👉 取得率を90%にする

管理職会議で育休の改正法や男性職員の育休取得について周知し、全職員にも伝達する。

また、育休対象職員を把握した場合は、上司が個別に面談し意向確認をおこなう。

目標 ②

ワークライフバランスを実現するために、下記の実施する。

フルタイムで働く職員の残業時間（時間外労働）と休日出勤時間の合計を月5時間未満に抑える。

有給休暇の取得率を75%以上にする。

各事業所の所定労働時間の状況と課題を継続的に把握し、分析と改善策の検討をおこなう。

週に1回、ノー残業デーを設定、実施する。これについて毎週周知をおこなう。

有給休暇を取得できていない職員に対し、随時個別に働きかける。